

新型コロナウイルス感染症関係(小規模事業者向け)支援策

本紙記載中

は経済産業省が公開する支援策パンフレットのページ番号を表しております。

融資

最近1ヶ月 売上高の減少率
(前年又は前々年の同月と比較)

5%減少

詳細はパンフP7

詳細はパンフP10

特別貸付

マル経

【融資限度額(別枠)】

中小事業3億円

国民事業6,000万円

【貸付期間】(据置措置あり)

設備20年以内

運転15年以内

【担保】無担保

【金利】1.36%—0.9%

(3年間)※特別利子補給で
3年間実質利息なし

利子
補給

詳細はパンフP9

【要件】(3年間)

個人 要件なし

法人 売上高15%以上

【融資限度額(別枠)】

1,000万円

【貸付期間】(据置措置あり)

設備10年以内

運転 7年以内

【金利】1.21%—0.9%
(3年間)

福島県商工事業協同組合
特別融資

【融資限度額】

運転資金 1,000万円

【貸付期間】 6ヶ月以内

【利率・保証人】
組合貸付基準

助成金

雇用調整助成金の特例措置

詳細はパンフP26

事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が従業員の
雇用維持を図る為の休業手当・賃金等の一部を助成

助成内容

【助成率】大企業1/2、中小企業2/3

【支給限度日数】1年間で100日(3年間で150日)

補助金

生産性革命推進事業

詳細はパンフP18~P21

新型コロナウイルス感染症による影響を受けつつもサプライチェーンの毀
損等に対応するための設備投資や販路開拓、事業継続力強化に資する
テレワークツールの導入に取り組む事業者を優先的に支援します

国税
納付猶予

国税納付の猶予制度

詳細はパンフP35

新型コロナウイルス感染症の影響により国税を一時に納付することが
困難な場合、税務署への申請による換価の猶予および納税の猶予が
可能です。

地方税
納付猶予

地方税納付の猶予制度

詳細はパンフP36

都道府県・市区町村へ納付する各種税金徴収および換価の猶予が可能です。

社保
納付猶予

厚生年金保険料等の猶予制度

詳細はパンフP33

社会保険料の納付が困難となった場合の
免除および猶予制度等の実施

特別
貸付

個人事業主で生活に困窮された方へ
緊急小口資金貸付

詳細はパンフP30

休業等により収入減少で緊急かつ一時的な生計維持
【貸付上限】20万円以内 【金利】無利子 【償還期限】2年以内

注: 本パンフレットは令和2年3月24日時点で経済産業省等が公表している支援策から小規模事業者向け支援策を中心に抜粋したものです。